

運営上の留意事項等について

1 他市町村の被保険者の取扱い

平成18年4月及び平成27年4月の介護保険法改正により、市町村長が行う地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定の効力は、当該市町村の被保険者に対してのみ効力を有するものとされた。

ただし、事業所所在地の市町村の同意がある場合には、他市町村に所在する事業所を指定することができることとされている。

しかし、本市においては、地域密着型サービスの趣旨に鑑み、また、本市被保険者のサービス利用を優先すべきとの考えから、原則として、市内事業所に対する他市町村からの指定に係る同意は行わないこととしているので、下記の点に留意すること。

- 新規利用及び入所（入居）の場合には、**必ず被保険者証により本市被保険者であることを確認すること。**本市在住であっても、他市町村の被保険者である場合は保険給付の対象とならない。事業者が被保険者の資格確認をしなかった場合は、事業者の過失であることから、本市では利用者に全額負担させることを認めていないのでご注意ください。また、利用者が転出される場合は家族等と転出日（喪失日）を確認すること。
- みなし指定に係る当該利用者が、当該事業所を利用されなくなった場合は、直ちに当該他市町村に通知するとともに、本市高齢者支援課にも連絡すること。
- 平成27年4月以降、住所地特例適用者は、施設所在地の市町村が指定した地域密着型（介護予防）サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を利用することが可能となっている。

※利用できるサービス

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ・ 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス

(参考) 住所地特例について

被保険者が他市町村の住所地特例対象施設に入所・入居し、当該施設に住所を変更した場合であっても、引き続き元の住所地の市町村の被保険者となる。

【対象施設】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅

【対象外施設】

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設

2 自己評価及び外部評価について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者及び認知症対応型共同生活介護事業者については、少なくとも年1回は、事業所が行った自己評価に基づき、定期的に外部の者による評価を受けることが義務付けられ、その結果を公表することとされている。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業のサービス評価～介護・医療連携推進会議を活用した評価～

- ・事業所がサービス内容について振り返り、自己評価を行なう。
- ・介護・医療連携推進会議で、自己評価をもとに、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有する。
- ・第三者の観点から意見を得て、新たな課題や改善点を明らかにする。
- ・事業者は評価結果を利用者・家族に渡すとともに、介護サービス情報公表システムでの公表、事業所内への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターでの掲示、法人のホームページ等への掲載等により評価結果を公表する。

○小規模多機能型居宅介護事業のサービス評価～運営推進会議を活用した評価～

- ・全職員が自らを振り返り、自己評価を行なう（スタッフ個別評価）。
- ・自己評価をもとに、事業所全体で振り返り、話し合い共有する（事業所自己評価）。
- ・運営推進会議で自己評価の結果を報告し、地域からの意見をいただき、運営に反映させる（外部評価）。
- ・運営推進会議での意見をもとに、サービス評価総括表を作成し、運営推進会議で報告の上、評価を確定する。
- ・事業者は評価結果を利用者・家族に渡すとともに、介護サービス情報公表システムでの公表、事業所内への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターでの掲示、法人のホームページ等への掲載等により評価結果を公表する。

○認知症対応型共同生活介護事業者のサービス評価

- ・事業者は、都道府県の定める自己評価に係る項目に従って、事業所を運営する法人の代表者の責任の下、管理者が介護従業者と協議して自己評価を行なう。
- ・都道府県が選定した評価機関に外部評価を申し込み、受審する。

「京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」ホームページを参照

<https://kyoto-hyoka.jp/>

- ・評価機関はWAMNETを利用して評価結果を公表する。
- ・事業者は評価結果を利用者・家族に渡すとともに、事業所内の見えやすい場所やホームページなどに掲示する。また、運営推進会議において説明するとともに、指定を受けた市町村に評価結果を提出する。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、これら外部評価の実施をもって、福祉サービス第三者評価を実施したものとみなす。

○ 外部評価制度に関する実施回数の緩和

過去に外部評価を5年間連続で受け、京都府が定める要件を全て満たす認知症対応型共同生活介護事業者が実施回数の緩和申請を行った場合、市の審査及び同意に基づき「2年に1回」の緩和受審が認められている。(11 京都府緩和取扱要領)

申請書類：様式1「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る申請書」

(12 様式1【緩和申請書】)

添付書類：①5年間等に受審の「自己評価及び外部評価結果」「目標達成計画」の写し

②申請する年または年度の、前年または前年度に実施した運営推進会議の議事録の写し(出席者がわかるもの)

※運営推進会議に市町村職員又は包括支援センター職員が必ず出席していることについては、都合で欠席の場合でも議事録を**高齢者支援課に提出**して会議内容が確認できていれば出席したものとみなす。

3 第三者評価について

第三者評価とは、当事者以外の公正・中立な第三者が、専門的かつ客観的な立場から評価するものである。

事業者にとっては、普段行っているサービスについて自ら振り返る機会となり、また、第三者の目で見ってもらうことにより、事業運営における課題が明確になり、サービスの質の向上に向けての取り組みを図ることができる。

○「京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」ホームページを参照

<https://kyoto-hyoka.jp/>

4 介護サービス情報の公表制度について

介護サービス情報公表制度とは、**利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討し、適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み**であり、介護サービス事業者は、年1回自らの介護サービスの内容や運営の状況に関する情報を都道府県に報告し、公表することが義務付けられている。(介護保険法第115条の3第1項)

5 認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所における宿泊サービスの実施に関する届出について

平成27年4月から、認知症対応型通所介護事業所もしくは地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に介護保険制度外のサービス(宿泊サービス)を提供する事業所は、利用者保護の観点から、利用者に対するサービス提供に支障がないかを適切に判断できるよう、サービスの提供開始前に、事業所指定を行なった市町村長に届

け出ることとなった。

なお、届出内容は、介護サービス情報の基本情報にも追加していることから、都道府県知事に報告するとともに、事故発生時の報告の仕組みを構築しておくこと。

6 事故報告・感染症等報告について

介護保険事業者は、介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じることとなっている。

事故報告については、発生を知った日から10日以内に市へ報告いただくとともに、京都府中丹東保健所にも報告すること。(①事故報告取扱基準(H21.1.8 市長寿社会推進課長通知))

7 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に係る賃金改善の実績報告

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業所は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、実績報告書の提出が必要。

(例) 最後の加算の支払月が令和4年5月(令和4年3月サービス分)であれば、令和4年7月末日までに実績報告書の提出が必要。

8 特定事業所集中減算に係る届出について

居宅介護支援に係る特定事業所集中減算について、居宅介護支援事業所は毎年度、前期及び後期ごとに減算が必要かどうかの判定が必要。その結果、紹介率最高法人が提供するサービスの占める割合が80%を超える場合は、各期の報告期日までに届け出ること。

| | 判定期間 | 報告期限 |
|----|------------|-------|
| 前期 | 3月1日～8月31日 | 9月15日 |
| 後期 | 9月1日～2月末日 | 3月15日 |

9 訪問介護回数の多いケアプランの市町村への届出について

平成30年10月から、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、居宅介護サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護における生活援助中心型サービスを位置づける場合には市町村への届出が義務付けされた。

届け出が必要となる基準回数は以下のとおり。

| | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

届出のあったケアプランについては、ケアマネジメント支援会議にて検証を行いますので、担当ケアマネジャーには出席いただきますようお願いいたします。

10 介護サービス事業所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の情報共有について

下記のとおり市ホームページに掲載していますので、お知らせします。

市ホームページ

トップ ⇒ 健康・福祉・子育て ⇒ 高齢者・介護・障害のある人 ⇒
介護 ⇒ 事業者の皆様へ

<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kenkou/0000008789.html>